住宅用家屋証明（申請）書の必要書類

施行令第41条 新築住宅	1．建築確認通知書または検査済証 2．登記事項証明書 （オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証） 3．住民票 ※未入居の場合は、 ①現在の住民票 ②居住申立書 ③現住居の賃貸借契約書（写）または、売買契約書等（写） 4．特定認定長期優良住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写し 5．認定低炭素住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写し
施行令第41条 建築後未使用の住宅	1．建築確認通知書または検査済証 2．登記事項証明書 （オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証） 3．住民票 ※未入居の場合は、 ①現在の住民票 ②居住申立書 ③現住居の賃貸借契約書（写）または、売買契約書等（写） 4．売買契約書または売渡証書等 5．家屋未使用証明書（表示登記の申請者が発行） 6．特定認定長期優良住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写し 7．認定低炭素住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写し
施行令第42条 建築後使用されたことのある住宅	1．登記事項証明書 ※前所有者のわかるもの 2．住民票 ※未入居の場合は、 ①現在の住民票 ②居住申立書 ③現住居の賃貸借契約書（写）または、売買契約書等（写） 3．売買契約書または売渡証書等 〇軽減の対象となる構造 耐火建築物（鉄骨造等）　建築後25年以内 上記以外（軽量鉄骨、木造等）　建築後20年以内 ※ただし、上記年限を超えるものであっても、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合すると認められる場合は、登録免許税の税率軽減措置の対象となります。

◎審査手数料　1，300円

※本人が請求する場合は、本人確認ができる証明書（運転免許証や健康保険証,マイナンバーカードなど）、代理人の場合は、請求者本人の意思表示が確認できて、その委任を受けたことを証明する書類（委任状等）と代理人の本人確認書類を持参してください。